

大園小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、心身に重大な影響を及ぼすいじめから、大園小学校、保護者、地域が一体となって児童を守り育てるとともに、安心して生活し学ぶことができる学校をつくるために、ここに大園小学校いじめ防止基本方針を作成し、その取り組みを明らかにする。

「いじめは人間として絶対に許されない」「命は尊いもの・一人一人に1つしかない大切なもの」との意識を、学校教育全体を通して児童一人一人に徹底していくことを基本方針の柱とする。

そして豊かな人間関係づくりと本校の特色である特別支援教育の充実を図りながら、いじめ根絶に向けての取組を推進する。

【めざす子ども像】

- 元氣いっぱい
- やる気いっぱい
- やさしさいっぱい

1 いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を受け大園小学校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- 各学期に定期の委員会を開催する。
- いじめの疑義がある事案が発生した場合は、すぐに校長・教頭に報告し、いじめと判断された場合は、すぐさまいじめ対策委員会を校長が招集し、組織的にいじめ問題の解決にあたる。
- 校長・教頭・生活指導主任・特別支援コーディネーター・当該児童学年主任・養護教諭・学級担任をもって構成する。

専門家・外部関係者

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子育て支援課相談員、ハートセンター小児科医など専門家に相談しながら、いじめの解決にあたる。

PTA・地域との連携

- PTA、子どもを守るネットワーク、育成協、自治会等が連携して、いじめ防止に取り組む。
- 各組織の話合いの場で連携方針を確立し、共通理解を図り、いじめ防止に取り組む。

関係機関との連携

- 子育て支援課、長崎子ども・女性・障害者支援センターと連携し、いじめ問題の解決にあたる。
- 保護者が相談しやすいように、インターネット等を利用して相談窓口を明示する。

児童会

児童会の自己指導能力の育成を目指す。

「いじめゼロ宣言」等を活用して、児童会でいじめにかかわる問題を取り上げるなど児童が自主的にいじめ問題に取り組めるように活動を仕組む。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(1) いじめの防止

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校全体を通して児童一人一人に徹底するとともに、いじめを生まない生き生きとした学校を作ります。そのために次のようなことに取り組みます。

- ① いじめの重大性を全職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立します。
- ② 教職員の研修を増やし、いじめに対する職員の指導力の向上に努めます。
- ③ 人権意識と、生命尊重の態度の育成を図ります。
- ④ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実に努めます。
- ⑤ 子どもの自己肯定感の育成を図ります。
- ⑥ 児童会活動など子どもの自己指導力の育成を図ります。
- ⑦ 家庭・地域社会・関係機関との連携を図ります。
- ⑧ いじめ防止のための取組を児童・保護者・地域住民が理解し協力して取り組めるようにホームページにてその取組を公開します。
- ⑨ 学校評価の項目として「学校がいじめ対策への取組」を設定し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組みます。

(2) いじめの早期発見

大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識して、些細なことであってもいじめの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり早期発見に努めます。そのために次のようなことに取り組みます。

- ① 定期的なアンケート調査(各学期に1回 また必要に応じた調査)を実施します。
- ② アンケート調査をもとに、個人面談を行います(普段から何でも話せる学級づくりを目指します)。
- ③ 児童と担任の日記のやり取り、学級だよりへの保護者の意見コーナー設置、日々の連絡帳の活用、生活ノートの活用など、普段から多くの情報が、学校・児童・保護者の間でやり取りできる工夫をします。
- ④ 校長・教頭・学級担任・養護教諭はもとより、特別支援教育支援員や特別支援コーディネーターなど、多くのいじめ相談窓口を設置するとともに、些細なことでも気軽に相談できる窓口にしていきます。

(3) いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の職員での対応ではなく、いじめ対策委員会で直ちに対応します。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導します。これらの対応については、教職員がその指導に共通の理解をもって取り組むとともに、保護者・関係機関・専門機関とも連携して解決に向けて取り組みます。

- ① いじめの発見・通報を受けたとき、悪ふざけはすぐその場で止めさせ、いじめの兆候を疑い、正確な事実把握を行うとともに、事実を隠すことなく保護者等と協力して対応する体制を整えます。
- ② いじめ対策委員会で組織的に対応します。
- ③ いじめられた児童及びその保護者への支援を行います。
- ④ いじめた児童への指導及びその保護者への助言を行います。
- ⑤ 傍観者をなくし仲介者が現れるよう集団への働きかけを行います。
- ⑥ ネットいじめなど携帯端末等を使ったいじめにも目を光らせます。

(4) 重大事態発生(インシデント)時の取組

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が余儀なくされた場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合を重大事態発生ととらえ次のように取り組みます。

- ① 「すべてのいのちを守ること」を第一に、いじめ対策委員会を招集し、その時出来ることを直ちに行います。
- ② 直ちに調査を行い事実関係を明らかにして、関係者に必要な情報を適切に提供し再発防止に努めます。
- ③ 長崎市教委へ報告するとともに、必要な場合は第三者による調査を行い事実を客観的に明らかにします。

3いじめが発生した場合の対応

いじめへの対応(フロー図)

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導主任への報告

→

教頭・校長への報告

直ちに報告する

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ防止対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ防止対策委員会

↔

関係機関

- 「いじめ防止対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教員・家族・地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- 児童の継続的な観察を行うとともに、カウンセラー等による心のケアにもつとめる。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童(加害・被害とも)の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

4 いじめのチェックリスト （こんな様子が見られたら ぜひ相談してください!）

～いじめられている子が出すサイン例～

- 衣服のよごれ・傷やあざ・腹痛や嘔吐
- おどおど・元気がない・視線が合わない
- 友だちに気づかう・友だちやグループの変化
- 集中力のなさ・ぼんやり
- ランドセルや持ち物が荒らされている
- 物かくしや落書きがあった
- 写真などにいたずらの跡
- お金をねだることが多くなった
- 急に成績が下がった
- 部屋に閉じこもり気味になった
- 寝言を言ったりうなされたりする

～いじめている子が出すサイン例～

- 買った覚えのないおもちゃ等を持っている
- 与えたお金では買えないおもちゃ等がある
- お金のつかいかたが荒くなった
- 学校からの帰りが遅くなった
- 言葉や素行が荒くなった
- 友だちからの電話なのに命令口調になる
- 友だちを呼び捨てにする
- 友だちを軽蔑した口調で話す
- 洗わなければいけない体操服を持ってこない
(他人の物を借りて使っている)

5 年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	●家庭訪問	10月	●いじめアンケート調査
5月	●個人面談	11月	●人権集会
6月	●大園っ子の心を見つめる教育週間	12月	☆いじめ防止対策委員会②
7月	●いじめアンケート調査 ☆委員会①	1月	○「いじめ防止」研修（教職員②）
8月	○「いじめ防止」研修（教職員①）	2月	●いじめアンケート調査
9月	●個人面談	3月	☆いじめ防止対策委員会③

6 様々な相談機関

相 談 機 関	電 話 番 号	住 所・メー ル ア ド レ ス な ど	相 談 可 能 な 時 間
長崎市立大園小学校	856-5712	e38@nagasaki-city.ed.jp	随時受け付け
こども総合相談(子育て支援課)	822-8573 825-5624	長崎市桜町 6-3 メールは e-kao より送信 (e-kao ホームページから)	8:45～17:30
長崎こども・女性・障害者支援センター	844-5132	長崎市橋口町 10-22	随時受け付け
親子ホットライン	0120-72-5311	毎週月曜日～金曜日まで受付	9:00～21:00